

疾感対第158号
令和3年6月1日

公益社団法人宮城県医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長



新型コロナワクチン接種における住所地外接種に係る取扱いについて（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、新型コロナワクチン接種につきましては、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととされておりますが、やむを得ない事情がある場合には、下記のとおり住民票所在地以外での接種（以下「住所地外接種」という。）が可能ですので、御承知願います。

記

1 住所地外接種の要件

やむを得ない事情で住所地外接種を受ける場合は、原則、接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行い、住所地外接種届出済証の交付を受ける必要があります。

なお、病院に入院している方等については、接種を受ける際に医師に申告を行う事等により、住所地外接種の届出を省略できます。

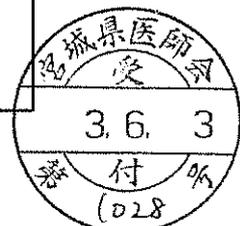
2 住所地外接種を行う医療機関等での確認書類

- ・住民票のある市町村から送付される接種券
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証、在留カード等）
- ・住所地外接種届出済証（※届出を省略した場合は不要）

3 費用請求について

- ・被接種者の住所地在病院と同一市町村である場合
⇒直接市町村に請求
- ・被接種者の住所地在病院と別市町村である場合
⇒宮城県国民健康保険団体連合会経由で請求

担当：保健福祉部疾病・感染症対策課
ワクチン接種対応チーム 笠原
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
TEL：022-211-2806（直通）
Email：corona-vaccine@pref.miyagi.lg.jp



(参考：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3版）」)

○やむを得ない事情があり、住民票所在地以外において接種を受けることができないと考えられる者

- ・出産のために里帰りしている妊産婦
- ・単身赴任者
- ・遠隔地へ下宿している学生
- ・ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・入院・入所者
- ・通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
- ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ・災害による被害にあった者
- ・勾留又は留置されている者、受刑者
- ・国又は都道府県が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）
- ・その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している者
- ・その他市町村長がやむを得ない事情があると認める者

○市町村への届出を省略することができる場合

- ・入院・入所者
- ・通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
- ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ・災害による被害にあった者
- ・勾留又は留置されている者、受刑者
- ・住所地外接種者であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者
- ・国又は都道府県が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）

※接種を受ける時点において、現にその状態にある者に限る。